

令和5年8月

令和6年度

酒税制度に関する要望書

日本蒸留酒酒造組合
理事長 村田 謙二

令和6年度税制改正要望項目（目次）

- 第1 比例逦減税率の適用範囲は、現状に留めていただきたい。
- 第2 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の導入、運用に当たっては、手続きの簡素化、酒類製造事業者に対する丁寧な説明、制度の趣旨に沿った運用をお願いしたい。
- 第3 焼酎甲類（連続式蒸留焼酎）の減税について検討していただきたい。
- 第4 合成清酒の減税について検討していただきたい。
- 第5 コロナ禍の影響存続や原料価格、燃料費等の高騰に対し、一定期間の措置として、酒税の負担軽減を検討していただきたい。
- 第6 酒類の承認制度等の簡素合理化をしていただきたい。

酒税制度に関する要望書

第 1 比例逡減税率の適用範囲は、現状に留めていただきたい。

欧米諸国の規定では、ウイスキーはアルコール分40度以上、スピリッツはアルコール分37.5度以上でなければならないと定められています。一方、わが国の酒税制度では、ウイスキーもスピリッツもともに、37度未満には原則として比例逡減税率を適用しない（度数に比例して税額を下げない）こととされており、これにより国際的な整合性が保たれています。

仮に、アルコール分37度未満のウイスキー及びスピリッツにも比例逡減税率の適用を拡大した場合には、欧米諸国では存在し得ない低いアルコール度数のウイスキー及びスピリッツが、低い税額の適用を受けて低価格で商品化されることとなります。

このことは輸入品を不当な競争条件下に置くことになるため、諸外国から「国産品保護」や「貿易障壁」等といった非難が発生し、新たな国際問題に発展する公算が極めて強いと認められます。

ウイスキー及びスピリッツの最低アルコール度数

区 分	E U	アメリカ	日 本
ウイスキー	40 度	40 度	37 度
スピリッツ	37.5 度	40 度	37 度

※ 日本は、比例逡減税率が適用されるアルコール度数の下限值

第2 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の導入、運用に当たっては、手続きの簡素化、酒類製造事業者に対する丁寧な説明、制度の趣旨に沿った運用をお願いしたい。

令和5年度税制改正により、「承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置」が創設されました。

同特例措置は、平成元年に創設された従来の租特87条（品目ごとの軽減税率）から製造者単位の軽減措置に改組されたものであり、新たに事業計画書の作成・承認が要件とされるなど、酒類事業者にとって馴染が薄いものであります。

事業者の不安を払拭し、新制度への円滑な移行を図るためにも、同特例措置について、以下の3点をお願いしたい。

- ① 今後、導入に向けて細部の手続き等の検討を行う場合には、事業者の負担に配慮し、極力簡素なものとしていただきたい。
- ② 制度の導入に当たって、酒類事業者に対する丁寧な説明やきめ細かい指導をお願いしたい。
- ③ 同特例措置は、「地域で多様な酒類を製造している意欲的な中小事業者を存続させていく（令和5年度税制改正大綱）」ために創設されたものであり、減税分は制度の趣旨に従って商品の高付加価値化や販路の開拓等に有効に活用されるべきであります。

については、同特例措置の趣旨について酒類事業者に十分説明するとともに、同趣旨に沿って酒類の公正な取引が行われるよう厳格な監視をお願いしたい。

第3 焼酎甲類（連続式蒸留焼酎）の減税について検討していただきたい。

焼酎甲類（連続式蒸留焼酎）は、わが国において長年にわたって、身近な大衆酒として親しまれてきました。

しかし、焼酎甲類の現在の税率は、過去の度重なる増税により、大衆酒の域を超えた非常に高いものとなっております。

このような中で、平成26年4月、令和元年10月と二度にわたって消費税が引き上げられましたため、酒税との併課に伴う影響が極めて大きいものになっていると認められます。

わが国の税負担の伝統的な考え方である応能負担の原則に立って、焼酎甲類の減税について検討していただきたい。

第4 合成清酒の減税について検討していただきたい。

合成清酒は、わが国において長年にわたって、その固有の味わい及び性質により、独自のカテゴリーとして消費者に愛飲されてきた大衆酒です。

しかるに、平成18年度税制改正において、酒類間の税率格差の縮小という名目のもとに、合成清酒の飲用実態等を考慮することなく、大幅な増税を強いられることとなりましたことは、大変遺憾であります。

このような中で、平成26年4月、令和元年10月と二度にわたって消費税が引き上げられましたため、酒税との併課に伴う影響が極めて大きいものになっていると認められます。

市場規模も極めて小さな大衆酒である合成清酒については、消費者に過重な負担を強いることのないよう、減税を検討していただきたい。

第5 コロナ禍の影響存続や原料価格、燃料費等の高騰に対し、一定期間の措置として、酒税の負担軽減を検討していただきたい。

令和2年1月に発生した新型コロナウイルス感染症は、その後長期間にわたって感染拡大が収まらず、消費者の飲酒傾向の変化に伴う料飲店の営業時間の短縮などを通じて、酒類消費は大幅に減少しました。

令和5年5月以降は感染症法の分類も2類から5類に移行になるなどにより、酒類消費も回復傾向にはありますが、コロナ禍以前の状況に比べれば、まだまだ需要は回復していません。

加えて、昨年2月に始まったウクライナ問題は、エネルギーや穀物等の価格高騰をもたらしており、大幅な円安傾向とも相まって、原料価格や燃料費、物流費等の高騰をもたらしております。

これらにより酒類事業者は経営に深刻な影響を受けており、影響の存続する間の措置として、酒税の負担軽減について是非検討していただきたい。

第6 酒類の承認制度等の簡素合理化をしていただきたい。

酒類に関する承認、申告制度等手続きの簡素合理化をしていただきたい。

特に、以下の点について検討していただきたい。

- ① 未納税移出承認申請の申告手続きの簡素化（継続的取引の場合に包括承認を可とする）
- ② 酒類やもろみに不可飲処置を施す場合の都度承認を申告制又は届出制に移行

(5 酒税率一覧表)

付表1 主要酒類の酒税等負担率表

(令和4年12月現在)

品目	区分		代表的なものの小売価格(税込) ①	酒税額 ②	消費税額 ③	酒税等負担率 (②+③)/①
	容量	アルコール分				
	mℓ	%	円	円	円	%
ビール	633	5.0	360	126.60	32.73	44.3
	350	5.0	230	70.00	20.91	39.5
発泡酒 (麦芽比率25%未満のもの)	350	5.5	181	46.99	16.45	35.1
その他の醸造酒 (発泡性)②	350	5.0	172	37.80	15.64	31.1
リキュール (発泡性)②	350	5.0	172	37.80	15.64	31.1
清酒	1,800	15.0	2,170	198.00	197.27	18.2
果実酒	720	11.0	770	64.80	70.00	17.5
連続式蒸留焼酎	1,800	25.0	1,566	450.00	142.36	37.8
単式蒸留焼酎	1,800	25.0	2,012	450.00	182.91	31.5
ウイスキー	700	43.0	2,068	301.00	188.00	23.6

- (注) 1 清酒、果実酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎及びウイスキーの小売価格(税込)は、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格を基に算出した。
 また、ビール、発泡酒、その他の醸造酒及びリキュールはオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。
 なお、ビール(633ml)には容器保証金(5円)が含まれている。
 2 その他の醸造酒(発泡性)②及びリキュール(発泡性)②とは、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で平成29年改正法附則第36条第2項第3号に該当するものをいう。
 3 消費税率は10%で計算している。

付表2 酒税等の負担率の推移

(単位:%)

品目	年度															令和			
	昭和45	55	平成元	2	4	6	7	9	10	12	18	20	25	26	28	元	2	3	4
ビール (大びん: 633mℓ)	47.9	42.5	46.9	44.1	44.1	45.5	45.5	46.5	46.5	46.5	46.2	45.1	45.1	46.6	46.6	47.3	45.1	47.5	44.3
清酒 (1.8ℓ)	35.3	24.1	21.9	20.7	16.4	16.3	16.3	17.9	17.9	17.9	16.2	16.2	15.8	18.1	18.1	19.6	18.8	18.8	18.2
連続式蒸留焼酎 (25度、1.8ℓ)	19.9	10.9	22.7	21.3	21.3	25.5	25.5	31.7	35.8	35.8	36.0	36.0	36.0	37.8	37.8	38.9	38.9	38.9	37.8
単式蒸留焼酎 (25度、1.8ℓ)	12.9	7.2	14.3	13.5	13.5	17.0	17.0	23.9	27.9	32.0	32.1	29.9	29.9	31.8	31.8	33.1	33.1	33.1	31.5
ウイスキー (43度、700mℓ)	46.2	47.3	41.3	41.3	41.3	41.3	39.5	27.6	22.8	22.8	22.5	21.8	21.8	24.0	22.2	23.6	23.6	23.6	23.6

- (注) 1 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。
 2 ビールについては、容器保証金(5円)込み価格から算出した。
 3 ウイスキーについては、平成7年度から平成20年度まではアルコール分「40度」で酒税等の負担率を計算している。